



# 農協改革について

---

VER. 3. 3

平成27年2月  
JAグループ北海道

# 「農協改革」の狙い

- 規制改革は日米財界の意向を受け、官による規制の廃止や官営事業の民間開放により、自由競争の下で民間企業(株式会社)の成長を目的としており、過去には郵政民営化による郵貯・簡保市場等の開放などが行われてきた。
- 規制改革会議発足時より、農協の組織・事業は標的にされており、今回は切り口は異なるものの同様の目的があるといえる。

## 規制改革(「農協改革」)の主な流れ

これまでの規制改革は、JAに対しては、組織・事業について、イコールフットリングや環境変化などの理由をもって見直しを求める。

### 2002年 総合規制改革会議

- ・金融事業の見直し
- ・独禁法など公正な競争条件の確保

### 2005年 規制改革・民間開放推進会議

- ・全中監査の第三者性の強化

### 2007年 規制改革会議

- ・金融庁検査の実施
- ・全中監査の質の向上

### 2010年 規制制度改革委員会

- ・独禁法適用除外の見直し
- ・公認会計士監査の実施
- ・信用・共済事業部門から農業関係事業部門への補てん額の段階的な縮減

### 2014年 5月・11月 規制改革会議・農業WGの意見

- ・准組合員の利用量規制の導入
- ・全農の株式会社化
- ・中央会の一般社団法人化

1989年～1990年 日米構造協議  
【ねらい】日本の金融市場への進出  
(郵政民営化、JA共済等に関する指摘など)

2014年 在日米国商工会議所意見書  
・JAグループの組織改革に関する意見(准組合員利用規制)  
・JA共済に関する意見(イコールフットリング)

# 「農協改革」の背景

- 現在、中央会制度が焦点となっているが、規制改革の真の狙いは11月の意見にもあるとおり、信用・共済事業の分離にある。
- これは、在日米国商工会議所が日本に対して、信用事業・共済事業の分離や、准組合員利用規制を求めていることと一致している。
- こうした規制改革の流れは、組合員の所得向上に繋がらないことはもちろんのこと、農業の成長産業化や地方創生と逆行することから、JAグループは現場実態をふまえた自己改革が実現できる法改正を求める。

## 「農協改革」の目的

金融市場の開放  
(信共分離)

企業の農業分野への参入

JAグループ結集力・  
経営基盤の弱体化

農業の成長産業化・  
地方創生に逆行

民間委員の意見

准組合員の利用量規制の導入  
信用事業の代理店など  
(規制された場合、信用・共済事業は、  
分離(代理店化)、組織分割等をせざるを得ない)

全農の株式会社化  
(独禁法が適用される)

中央会制度の廃止  
(農協独自の監査ができなくなり、JA  
経営基盤が脆弱化。代表・調整機能が  
低下。独禁法が適用される。)

全ての目的の達成が、最終目標であり、一つ崩されると、全てが崩される



## 准組合員事業利用規制について

---

**准組合員の利用制限ルールは、導入すべきではない。**

地域農業の維持と地域サービスの安定供給の両面から、  
准組合員の事業利用制限導入については反対します。

JAグループ北海道の取組

- ①組合員の所得向上
- ②持続可能な北海道農業の実現

⇒ 北海道農業の価値の  
より一層の向上

地域において農業を維持・発展させるためには地域社会の各種機能が維持されていることが大前提となる！！

**懸念**

- ・准組合員の利用規制を導入することにより、地域社会のライフライン機能（命綱）そのものが果たせなくなる
- ・専業農業地帯の北海道においては准組合員の事業利用を制限することで地域社会のライフライン機能の弱体化につながる。
- ・結果的に地域農業の衰退につながりかねない。
- ・規制改革実行計画や農林水産業・地域の活力創造プランが目指す農業の成長産業化に逆行しかねない。

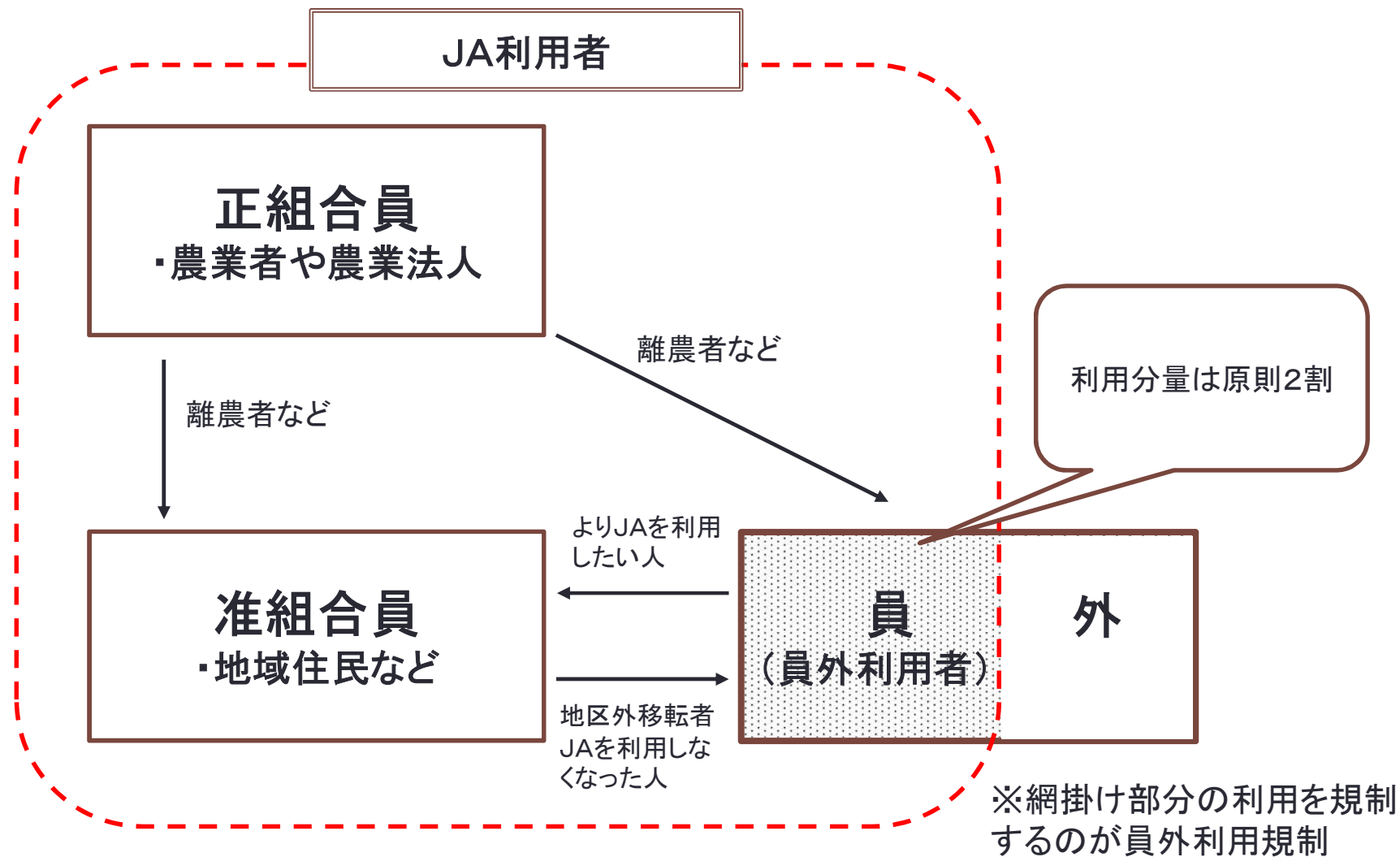
# 准組合員の利用制限について、「政府・与党」の決定を大きく踏み越えた昨年11月の「規制改革会議」の意見

政府・与党の考え (26年6月)	・一定のルールを導入する方向で検討 (平成26年度検討開始)
規制改革会議の考え (26年11月)	・ <u>数値基準も明確にした上で極力早く導入</u> すべき

## 准組合員についての考え方

- ・ 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナー
  - ・ 人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」にも貢献
- 
- ・ 規制改革会議が昨年11月12日に発表した「農業協同組合の見直しに関する意見」(以下、「意見」)において提言された数値基準の導入についても反対します。

# 現行のJA利用者の全体像



## 准組合員とは

農協は、原則として農業者である正組合員が組織する協同組合ですが、准組合員制度と員外利用が認められています。

### <准組合員の資格要件>

- ①JAの地区内の住人等で事業を利用する者
- ②他の農業協同組合
- ③農事組合法人等

### <准組合員の制度の背景>

JAの前身である産業組合の時代から、地域における主要な経済機関として、地域の住民の経済生活に深い関係を持っていたため、引続き事業利用を目的とする途を確保した。



# 員外利用とは

組合は、組合員のために最大の奉仕を行うことを目的としていますが、下記の限度で組合員以外の利用を認めています。

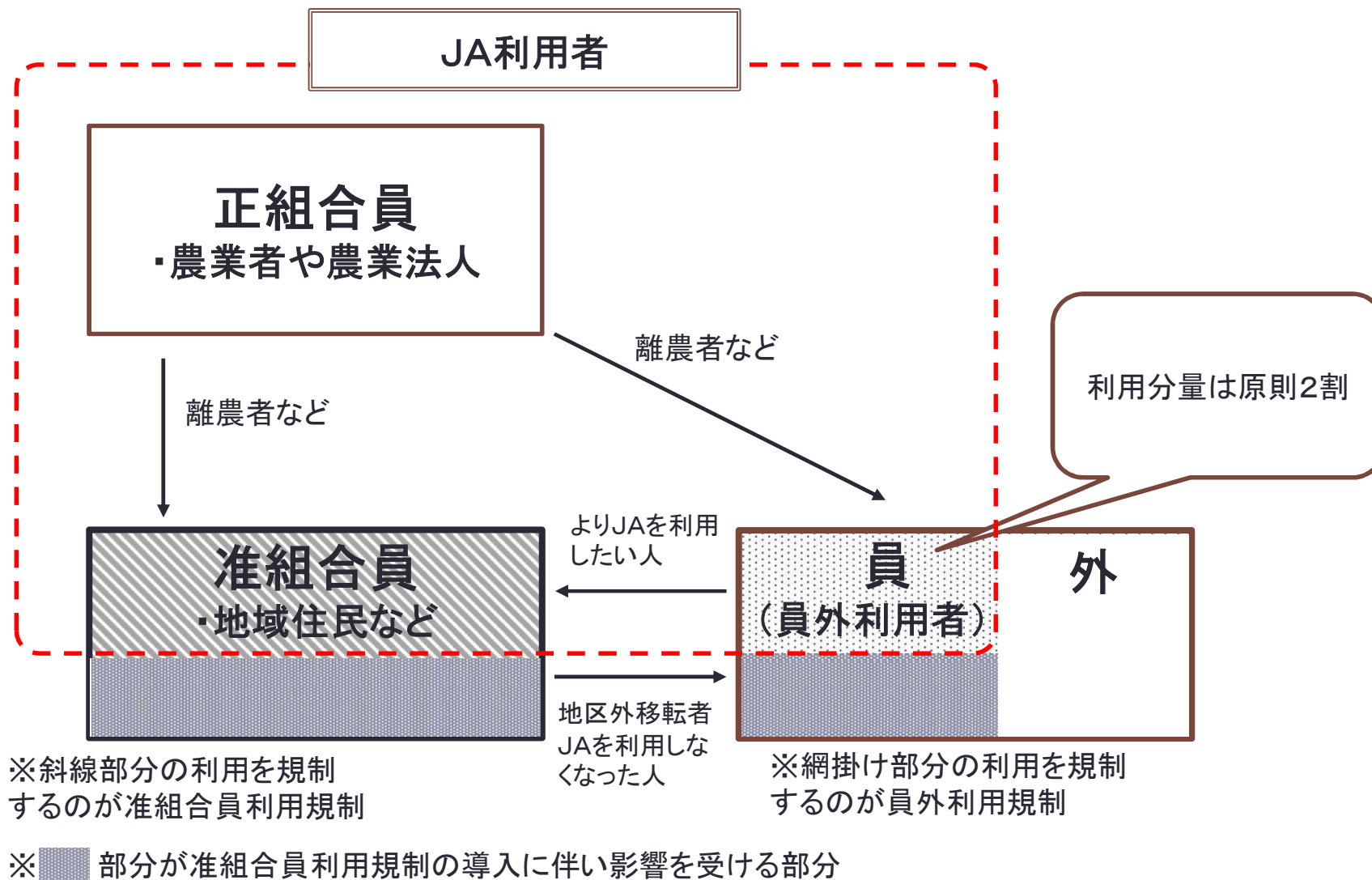
## 員外利用限度

総組合員（正組合員＋准組合員）の事業利用分量に対する員外者の利用分量の限度額

- 原則として組合員利用分量の5分の1
- 信用事業は4分の1
- 医療、老人福祉、農村工業等は100分の100

准組合員の利用制限が導入されると、准組合員の利用が制限されるのみでなく員外利用の限度も下がるため、事業量の確保による事業の存続が困難になります。

# 准組合員利用規制が導入された場合のJA利用者の全体像



# 北海道の住民サービスの状況

## JA以外の社会インフラが乏しい地域の住民サービスの状況

- JAの店舗はあるが、
  - ① 一般金融機関店舗の無い町村数 : 4町村
  - ② 一般保険(生保)代理店の無い町村数 : 50町村
  - ③ 一般SS店舗の無い町村数 : 5町村
  - ④ 一般スーパーの無い町村数 : 74町村
  - ⑤ ①~④のいずれかが無い町村数 : 85町村
- 全道の179市町村のうち約5割の市町村では、JAが地域のインフラの域を超えて、まさしくライフラインの本来の意味である **命網の役割** を果たしている。

- ※ 月形町・初山別村: 一般保険(生保)代理店・一般SS店舗・一般スーパーが無い
- ※ 鷹栖町: 一般金融機関店舗・一般SS店舗・一般スーパーが無い
- ※ 更別村: 一般金融機関店舗・一般保険(生保)代理店・一般スーパーが無い
- ※ 鶴居村: 一般金融機関店舗・一般保険(生保)代理店・一般SS店舗・一般スーパーが無い

市町村	人口 (25.9現在)	金融機関店舗数				保険(生保)代理店 店舗数			SS店舗数			スーパー数		
		JA	一般	ゆうちょ		JA (共済)	一般		JA	一般		JA	一般	
月形町	3,743	5	1	2	2	1	1	0	1	1	0	1	1	0
初山別村	1,360	5	1	1	3	1	1	0	1	1	0	1	1	0
鷹栖町	7,298	6	2	0	4	3	2	1	1	1	0	2	2	0
更別村	3,363	3	1	0	2	1	1	0	3	2	1	1	1	0
鶴居村	2,526	5	2	0	3	2	2	0	2	2	0	2	2	0
計														

資料: 北海道農政部調べ(H25.9)

なお、金融店舗数(JA欄)は信連調べ(H26.4)、保険(生保)代理店店舗数(JA欄)は共済連調べ(H25.8)、スーパー店舗数(JA欄)はホクレン調べ(H26.3)、スーパー店舗数(一般欄)〈※チェーン展開しているスーパーが対象〉はホクレン調べ(H24.4)

# 地域のライフライン機能維持のための株式会社化

## ○ JA以外の社会インフラが乏しい地域の生活店舗事業の状況

### ⇒ 子会社化しても厳しい経営実態

- ・ JA直営(JA事業で実施)の場合は、20店中18店が赤字 (赤字割合90%)  
⇒ 総合経営の中で赤字を補てんしながら事業継続
- ・ 子会社化を図り事業継続している場合でも、11店中6店が赤字 (赤字割合55%)  
⇒ 経営的には厳しい状況

## ○ ライフライン店舗(一般スーパーの無い市町村の生活店舗)の経営状況

(単位:店舗、百万円)

	店舗数	黒字店舗			赤字店舗			赤字店率
		店舗数	利益額	平均利益	店舗数	損失額	平均損失	
		①=②+⑤	②	③	④=③/②	⑤	⑥	
北海道	41	14	111	8	27	△ 152	△ 6	66%
うちJA直営	20	2	9	5	18	△ 102	△ 6	90%
うちJA子会社等	11	5	15	3	6	△ 35	△ 6	55%

注1) 平成26年3月現在(ホクレン生活事業本部調べ。)

注2) 「一般スーパー」は、生鮮食材を中心に販売しているスーパーマーケットを対象(コンビニ、ホームセンター、個人商店は対象外)

注3) 平成15~17年の合併(いわゆる平成の市町村大合併)前の市町村単位(旧市町村)を基準としている。

注4) 店舗単位で損益把握をしていないケースがあるため、実際の店舗数とは一致しない。

(生活事業部門損益として複数店舗合計で把握)



## 中央会制度について

---

**中央会は農協法上に位置付ける必要がある。**

政府の主張	農業の成長産業化や農業所得向上のため、中央会制度を改革する必要がある
JAグループ北海道の考え	中央会制度の改革の目的が不明瞭

【理由】

- 中央会制度の改革がどうして農業の成長産業化や農業所得向上につながるのか
- 中央会制度の改革の結果、どうして農協が良くなるのか

問題点

政府から十分な説明がない  
誰のための改革なのか  
農業の現場の声が置き去りにされている

一般社団法人に早期に移行すべきの意見

⇒昨年6月の政府・与党の決定では「自律的な新たな制度に移行」とし一般社団法人とはしていない。政府・与党の枠組みを大きく踏み越えている。

政府の主張	中央会の業務内容を踏まえ、必要な法的な取扱いを検討する
JAグループ北海道の考え	食料の安定生産・供給と農業生産現場の意見反映のため、中央会を農協法上に位置付ける必要がある

### 【理由】

- JA北海道中央会は、グループ以外の生産者・事業者を含め、農業者の所得確保をはかる上で需給調整が必要な重要品目(米、生乳、畑作物等)を中心にその機能を発揮しており、国内における農畜産物の安定生産・安定供給を実現している。
- しかしながら農協法に基づかない一般社団法人では、独占禁止法が全面適用されることから、需給調整機能の発揮が極めて困難となり、国の政策を遂行することも不可能となる。
- また、JA北海道中央会は、農業生産現場における課題・要望を各JAを通じて積み上げ、農業者の所得や国民生活の向上につながる政策を立案し、各種農業政策を建議している。
- さらに、JAグループの自らの取り組み方針に関しては、協同組合組織として、組織討議を実施し、合意形成をはかっているが、協同組合運動の先頭に立つ中央会が、農協法に位置づけられない場合、組合員・JA・連合会の意志を束ねることは困難となる。
- なお、JAが主体的に農業振興に取り組んでいる事例は多数あり、中央会・連合会がJAの自由度を阻害している事実はない。(平成26年12月「JAによる農業振興の取り組み事例集」)

政府の主張	中央会制度の在り方について、時代背景が変化しているため、見直しの必要性がある
JAグループ北海道の考え	大きな時代背景の変化はないことから、中央会制度の在り方を見直す必要性はない

【理由】

- 中央会制度は昭和29年に当時の農協組織の再建のために導入された。
- 平成15年3月に取りまとめられた「農協改革の基本方向－『農協のあり方についての研究会』報告書－」においても、「農協改革の推進力」として「中央会のリーダーシップの発揮」を求めている。

それ以降も、大きな時代背景の変化はない。

例えば...

- 平成14年度の総合農協統計の全国の単位農協数は1,046組合であり、現在の約700組合の1.5倍。この10年間で約2/3に減少していること。
- 平成25年度末の1県1JAは3県であるが、平成14年度末でも2県あること。
- JAバンク法に基づき信用事業について農林中金に指導権限が付与されJAバンク基本方針が制定されたのは平成14年1月であること。

など。



# 「農協のあり方研究会」と「規制改革会議」における中央会の位置付けの変遷

農協のあり方研究会 平成15年3月	規制改革会議 平成26年11月
<ul style="list-style-type: none"><li>• 経済事業の改革を進めるにあたっては、全中が強力なリーダーシップを発揮すべきである</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 全中・県中ともに法的裏付けは必要ない</li><li>• 単位農協の全中監査の義務付けは廃止することが必要である</li><li>• 純粋な民間組織として自由かつ自主的・自律的に活動するために、一般社団法人となり、会員のリクエストに応じるべき</li></ul>

政府の主張

中央会がJAの監査を実施する必要は無い

JAグループ北海道  
の考え

①JAの経営の健全化を確保するためには、中央会を農協法上に監査実施機関として位置付ける必要がある

【理由】

- 中央会監査は、公認会計士が行う決算を証明する監査の域を超え、組合員視点での事業運営の検証や財務健全性の監視などの「業務監査」も行っており、経営改善に向けた指導的側面で重要な機能を果たしている（青山学院大学八田教授）
- 公認会計士監査のように、指導と結びつかない外部監査は、指導と一体となって機能している中央会監査に置き換えることはできない。
- 協同組合制度が発達したドイツにおいても、協同組合の監査は、中央会が「決算を証明する監査」と「業務監査」を一体的に実施している。

## JAグループ北海道 の考え

②公認会計士監査では、信用事業のみではなく総合事業を営んでいるJAの健全な発達につながるかどうか懸念がある。

	監査の内容		
	会計監査 (決算が適正であることの証明)	会計以外の監査	
		事業報告の監査	業務運営全般の監査
中央会 監査制度	信用事業(貯金高200億円以上)を行う農協は全中監査を受けなければならない。 農協法第37条の2に規定。 (平成8年) 財務諸表監査等に関する契約を公認会計士と締結しなければならない。 農協法第73条の38④に規定	信用事業(貯金高200億円以上)を行う農協は全中監査を受けなければならない。 農協法第37条の2で規定。(平成8年) ※1	中央会監査は、組合の組織、運営、会計等の問題点の改善を目的に、創立時から指導事業と一体的に行われて来た。 農協法第73条の22に規定 平成8年に金融業態に会計監査が導入される際に、JAが信用事業のみではなく総合事業を営んでいること等を踏まえ、中央会監査による決算証明が措置された。
公認会計 士監査制 度	銀行、信金・信組(貯金高200億円以上)は公認会計士監査を受けなければならない。(大会社も同様)	会計監査以外の監査は求められていない。 なお、大会社等に対しては公認会計士は会計監査とコンサルテーションを同時に行うことを法律で禁止されている。 ※2	

※1 事業報告は組合員のためにどんな活動をしたのかということ報告するものであり、決算関係書類の中でも特に重要な位置づけとなっている。

※2 公認会計士監査は、クライアントの職務執行に対し、合理性、能率性の観点から助言等できるが、職務執行が組合の健全な発達に適合しているか否かという合目的性の観点から助言等できるかどうか懸念がある。

【理由】

- JAは農協法に基づき全中の監査を受け、会計監査とともに、日常業務を点検する業務監査を受けるが、結果は中央会の経営指導部署とJAバンクと共有しJAの運営改善に生かしている。

⇒ 経営破綻JAを出さなかったのはこの機能が発揮されたため！

※もし、この破綻未然防止機能がなくなれば、単位JAは経営リスクを取り難くなり、組合員のためにもならない。

- 有識者からも高い評価を得ている。JA経営の健全性が保たれて初めて、組合員への農業支援や地域貢献が可能になる。

<参考>「農協の大義」(太田原高昭著)より要約

- ① 膨大な公的資金の注入を必要とした銀行の合併再編に比べれば、自力更生を成し遂げた系統農協とそれを可能にした中央会の指導ははるかに優れている。
- ② 監査の徹底とそれに基づく経営指導は、信用事業を営む農協としては当然やるべきことである。農協は国内で最小の金融機関なのであり、小さくても金融機関である以上破綻は許されない。中央会の前身が戦後の再建整備から立ち直るために設置されたし、その後も破綻に瀕した単協や連合会がなかったわけではないが、その場合でもパニックを起こすことなく処理した中央会の指導は、むしろ高く評価されてよい。

## JAグループ北海道 の考え

④中央会監査は、業務監査を行うことにより、JAの健全な発展のために有効に機能している。

中央会監査においては、JAの組織、運営に係る改善を要する事項について、JAの理事会に対して指摘を行い、回答を求めることにより、改善に向けた意思を確認し、中央会の指導業務により具体的な取り組みを促すことにより、公認会計士監査にはない業務監査の機能を発揮している。

・監査において、地域農業振興に係る中長期計画の策定を求め、中央会の指導部門を活用し、策定・実践し、作物のブランド化等による農家所得の向上を図った。

・監査において、農家経済再建対策の強化について指摘、個別巡回による指導対応等により、再建対策農家の経営改善を図り、不良債権の解消による財務体質強化を図った。

・監査において、組織・運営の見直しによる部門別損益の確保について指摘、本支所機能の見直しと営農指導体制の強化により組合員の所得向上に寄与している。

・監査において、協同組合理念の再構築について指摘、中央会の指導部門を活用し、新たな経営理念の策定と組合員を対象にした協同組合講座の開催、支店単位の協同活動の展開を行い、協同組合理念の理解を深めている。

JAグループ北海道  
の考え

⑤全国中央会の監査廃止については課題が多いうえ、なぜ廃止するのか目的が不明確である。

【理由】

- ① 全国中央会の監査を受ける義務の廃止と公認会計士による監査がどう農業所得向上に結び付くのか、今のままだとなぜ所得が増えないのか明確な説明がない。
- ② 政府は「地域農協が主役となって農業の成長産業化に全力投球できるように」(1月16日菅官房長官会見)など抽象論にとどまり監査の廃止に関する明快な説明はない。
- ③ 農協法に基づく強制的な監査権限がない方が、単位JAの活動の自由度が高まるとの見方があるが、監査と指導の一体性が途切れること等のデメリットが大きい。

## JAグループ北海道 の考え

## ⑥中央会監査制度に関する農水省見解を見直す理由が不明である。

### 【理由】

- 平成19年12月18日 若林農相答弁要旨 於. 参院農水委員会

「中央会における農協指導と監査は、車の両輪となって有効に機能」「公認会計士監査のように指導と結び付かない外部監査は、指導と一体となって機能している全中監査に、これを置き換えることはできない」

- 平成20年7月1日 農水省文書「平成13年農協法改正の附則・検討事項に係る検討結果」農水省見解要旨

JAの事業規模拡大や事業高度化に対応するため「全中監査の特徴である『指導と一体となった会計・業務監査』がより適切・効果的に行われていくことが重要」

- 平成20年9月9日 「規制改革推進のための3か年計画等のフォローアップ結果」 農水省見解要旨

①JAには指導と一体となった監査が必要、②この観点から現行の中央会監査は有効に機能、③「公認会計士監査を導入する必要はない」

⇒ 結論ありきで公認会計士監査に誘導しようとしている懸念がある。

JAグループ北海道  
の考え

⑦「中央会監査は独立性がない」との考え方は理解不足  
である。

	中央会監査制度	公認会計士監査制度
経済的 独立性	全国監査機構は各JAや連合会から全中に集まる賦課金で運営され、JAから直接報酬を受ける関係にない。そのため有識者からも、経済的な独立性は、「公認会計士監査より、中央会監査の方が進んでいる」と評価する意見もある。	公認会計士がある企業を監査する場合、会計士は監査報酬をその企業から直接受け取る。報酬水準が毎年変動するような場合、監査人としての独立性の脅威となる。

- ・ 規制改革会議は、意見書で「真の意味での外部監査とは言い難い」と指摘しているが、監査主体が外部か内部かという議論ではなく、監査対象のJAに対して独立性が確保できているかどうかの問題である。

※監査対象に対する独立性

経済的要素...金銭や不動産等の取引の状況、報酬の支払われ方や、報酬の依存度等

身分的要素...雇用されているか、兼職しているか、役員と親族関係にないかどうか等

精神的要素...監査の実施、意見の形成に際して毅然たる態度がとれるかどうか等



## JAグループ北海道 の考え

## ⑧全国中央会の監査廃止について有識者から問題視 する意見もある。

太田原高昭氏 「2014年12月9日読売新聞朝刊」 「対論14衆院選 経済課題 農協改革」

- ・JA全中の地域農協に対する監査権限の廃止方針は、いわば「農協つぶし」といえるもの。
- ・全中が地方の農協に対して持つ監査権は非常に重要。
- ・現在、700ある地域農協の数を絞り込み、財務基盤を強化しようとしている。こうした自己改革の途上にある今だからこそ、地域農協の経営状態を詳細に把握するための監査権が必要。
- ・協同組合制度は小さな経済主体を守るための人類の知恵であり、法律によって担保されるべきもの。
- ・全中のようなナショナルセンター（中央組織）を法に明記することは諸外国でも行っている。

多木誠一郎氏 「協同組合における外部監査の研究」(抜粋)

- 公認会計士は、合目的性の観点から指導・助言することはできない。
- ・公認会計士は、クライアントの職務執行に対し、合理性、能率性の観点から指導助言することができるが、合目的性の観点に立って、助言・指導することは期待できない。
- ・協同組合の連合組織たる中央会による監査は、協同組合の特質に配慮した監査である。
- ・会計、組織・運営にまで及ぶ広範な監査を助言・指導事業と連携しながら、適切に行うことができる。



# 農協中央会に関する参考資料

---

# 農協中央会の法的性格

- 農協中央会は、農協経営が危機的状況に陥ったことを背景に、昭和29年に設立された特別の法律により設立された法人。
- 農業協同組合の健全な発達を図ることを目的として、全国の区域と都道府県の区域に各1個に限り設立される。
- 農協中央会自体は経済的活動は行わず、農業協同組合・同連合会の指導・監査等を行うほか、JAグループ全体の教育・広報や農業政策に関する事業も行う。

区分	農協中央会の概要
法人の性格	農協・連合会の健全な発達を図ることを目的とした特別の法律により設立された法人
法人の事業	農協・連合会に対する指導・監査、JAグループ全体の教育・広報事業、農業政策に関する事業
法人の地区	全国・都道府県に各1個
加入・脱退	都道府県中央会への各農協・連合会の加入・脱退は自由 全国中央会への、都道府県中央会ならびに都道府県中央会の正会員である各農協・連合会は当然加入

# 農協中央会の監査

- ・ 貯金200億円以上の農協等に、会計監査と事業報告の監査を義務付け。
- ・ ※他の金融機関(銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫等)に、公認会計士による会計監査を義務付け。
- ・ ※信用金庫・信用組合・労働金庫等への公認会計士による監査の義務付けは平成8年の法改正で措置

	中央会監査制度	公認会計士監査制度
監査人の資格	農協監査士試験合格者等 (農協法に基づき全中が実施)	公認会計士試験合格者等 (公認会計士法に基づき国が実施)
監査人の監督	全中に対する農林水産省の検査・指示・必要措置命令等	公認会計士協会による調査・金融庁への報告 金融庁による検査・指示・改善命令・解散命令など
監査の独立性	利害関係がある者への業務制限 (全中内部の規定)	利害関係がある者への業務制限 (公認会計士法の規定)
監査の目的	組合員の利益確保。 JAの健全な発展。	投資家の保護。
指導との関係	監査結果を中央会による指導業務に的確に反映させるため、監査と指導を一体的に実施。	監査の独立性・公平性を確保するため、監査と指導の同時提供は制限。

# 農協中央会監査に関する農水省見解の変遷①

	平成25年9月 農水省資料 「新農政における農協の 役割を考える勉強会」	平成26年3月 農水省資料	平成27年1月 農水省資料 「農協改革等法案検討PT」
監査の 独立性	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 全中監査は公認会計士監査と同様、損害賠償責任を負う法定監査</li> <li>② 会員の議決権は一人一票で、会員が全中の支配権を持たない</li> <li>③ 全中は監査について報酬を得ていないことから、「独立性は確保」と下線付きで強調</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 左記の①②③を記述。「独立性は確保」の記述はなし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 左記の記述は一切なし。</li> <li>• 全中監査は利害関係がある者への業務制限などを「全中の内部ルールで規定」と説明。一方、公認会計士監査は「公認会計士法で規定」とし、全中監査が内部監査であるかのような書きぶり。</li> </ul>
業務監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公認会計士による監査は会計監査だが、中央会監査では業務監査を併せて実施することを記述</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 左記と同様に、中央会監査では業務監査も併せて実施することを記述</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 業務監査の内容無記述無し</li> </ul>

## 農協中央会監査に関する農水省見解の変遷②

	平成25年9月 農水省資料 「新農政における農協の 役割を考える勉強会」	平成26年3月	平成27年1月 農水省資料 「農協改革等法案検討PT」
会計監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計監査基準は、監査法人に適用されているものと基本的に同じで、30人以上の公認会計士の活用により監査の質も確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会計監査の監査基準は公認会計士監査と基本的に同じで、30人以上の公認会計士を活用と記述</li> <li>「監査の質も確保」の記述はなし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記のような記述なし</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査は全国監査機構で一元的に行われ、全中会長とは別に代表権を持つ監査委員長を配置し、同委員長は大手監査法人代表経験のある公認会計士</li> <li>公認会計士33人を含む549人体制で監査を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記と同様に、JA全国監査機構の体制を記述</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JA全国監査機構の記述なし</li> <li>全中監査を公認会計士監査に比べて公正・公平性に欠けると思わせるような書きぶり⇒農協監査士は「農協法の省令に基づき全中が実施」、公認会計士は「公認会計士法に基づき国が実施」と説明等。</li> <li>農協以外の金融機関には公認会計士監査が義務付けられていると特筆</li> </ul>

# 農協中央会監査に対する評価

「平成13年農協法改正法の附則・検討条項に係る検討結果  
(平成20年7月11日農林水産省)」

## ○ 全中監査に対する評価

	JAにおける評価
評価している	87%
どちらともいえない	9%
十分でない	4%

## ○ 組合の監査を行う機関として適当なもの

	JAにおける評価
全国監査機構	96%

このようにJAのニーズも実績もある中央会監査が何故不要なのか、規制改革会議は明確な根拠を示すべきである。

## 北海道のJA監査事業における特徴

- 会計監査と事業報告の監査が義務付けられていない貯金額200億円未満のJAが109JAのうち62JAある。(平成25年度末)
- うち52JAは、組合員の利益保護の視点で、組合の組織、運営、会計の合目的性の検証や財務健全性の検討などに重点を置いた監査を実施している。
- うち10JAは法律上の義務がないものの、会計監査と事業報告の監査と業務監査を実施している。

109JAの内訳(平成26年度)		監査の内容
貯金額200億円未満のJA ・・・62JA	うち52JA	組合の組織、運営、会計に関する監査を実施
	うち10JA	会計監査と事業報告の監査、業務監査(業務執行の妥当性)を実施
貯金額200億円以上のJA・・・	47JA	